

東京都行政書士会多摩中央支部支部長選挙規程

第1条（目的）

この規程は、東京都行政書士会（以下「本会」という。）多摩中央支部（以下「支部」という。）細則第13条の定めるところにより、支部長選挙を行うため必要な事項を定める。

第2条（選挙権者）

選挙権を行使できる者は、現に当該総会に出席している支部個人会員とする。

第3条（支部長候補者）

支部長候補者（以下「候補者」という。）として、立候補できる者は、届出期限の3月末において支部に入会后二年以上の在会歴を有し、かつ、当支部会員5名以上の推薦を得た個人会員とする。

- 2 届出期限の3月末までの本会会費、支部会費を完納していない者は、候補者並びに推薦人となることができない。

第4条（選挙告示）

支部長は、選挙が行われる30日前までに支部ホームページに次の事項を告示しなければならない。

- 一 選挙期日及びその場所に関する事項
- 二 立候補の届出に関する事項
- 三 その他必要な事項

第5条（選挙公報）

支部長は、選挙公報として第6条記載の書類を受付次第、速やかに支部ホームページに掲載しなければならない。

第6条（立候補の届出）

候補者は次の書類を支部長に届け出なければならない。

- 一 支部長立候補届
 - 二 立候補所信表明書（A4一枚の範囲内）
 - 三 推薦人名簿
- 2 届出期限は選挙告示後の3月末とする

第7条（選挙事務管理者の選任）

選挙事務管理者は、支部役員会において推薦された3名を支部長が支部総会に諮り承認を得て選任する。

2 選任された選挙事務管理者3名の中から互選により責任者を選出する。

第8条（選挙の方法ならびに当選者の確定）

総会に出席している支部会員の挙手により行い、過半数で決するものとする。

第9条（選挙の倫理・選挙運動）

本規程に基づく選挙運動においては、公明正大を旨とし、支部会員の名誉を重んじ、会員としての品位を汚すようなことをしてはならない。

2 選挙運動の期間は立候補の届け出をした日から選挙の前日までとする。

3 候補者は選挙が行われる支部総会席上一人5分以内で所信表明を行うことができる。

第10条（選挙違反の申立とその公表）

支部会員は本規程に明らかに違反すると思われる事実について、文書をもって本支部監事に申立を行うことができる。

2 前項申立を受けた監事は、その内容・事実関係を確認し、違反と認められる場合は選挙当日公表するものとする。

第11条（就任）

選任された支部長は、当該総会において遅滞なく、受諾の旨を表明しなければならない。

第12条（改廃）

この規程の改廃は、本支部役員会の議決を経なければならない。

附則

1 この規程は平成26年4月20日から施行する。

東京都行政書士会多摩中央支部
支部長殿

年 月 日

氏 名

| |
|-----|
| 職 印 |
| |

支 部 長 立 候 補 届

下記の通り支部長候補者として立候補を届け出ます。

記

氏 名

生年月日

多摩中央支部入会年月日

添付：立候補所信表明書
推薦人名簿

以上

年 月 日

東京都行政書士会多摩中央支部
支部長殿

推 薦 人 名 簿

(氏名) を多摩中央支部支部長候補として推薦します。

| 事務所所在地・電話番号 | 氏 名(白 署) | 職 印 |
|-------------|----------|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |